証券コード　9218
（発信日）2023年３月14日
（電子提供措置の開始日）2023年３月９日

株　主　各　位

東京都港区赤坂3-16-11　東海赤坂ビル４階
株式会社メンタルヘルステクノロジーズ
代表取締役社長　刀禰　真之介

第12期定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。
　さて、当社第12期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申しあげます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載しておりますので、以下のウェブサイトにアクセスのうえ、ご確認くださいますようお願い申しあげます。

当社ウェブサイト（アドレス　https://mh-tec.co.jp/ir/）
（上記ウェブサイトにアクセスいただき、メニューより「株式について」「株主総会」を順に選択いただき、ご確認ください。）

また、電子提供措置事項は、当社ウェブサイトのほか、東京証券取引所（東証）のウェブサイトにも掲載しておりますので、以下よりご確認ください。

東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）
https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show
（上記の東証ウェブサイトにアクセスいただき、「銘柄名（会社名）」に「メンタルヘルステクノロジーズ」又は「コード」に当社証券コード「9218」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。）

なお、当日ご出席願えない場合は、インターネット又は書面（郵送）によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、2023年３月29日（水曜日）午後６時までに議決権を行使してくださいますようお願い申しあげます。

敬　具

記

1．日　　時　2023年３月30日（木曜日）午前10時（受付開始：９時30分）

2．場　　所　東京都港区赤坂9-7-2
東京ミッドタウン　タワー棟４階カンファレンスルーム３、４
（昨年と会場を変更しておりますので、末尾の会場ご案内図をご参照ください。）

3．目的事項

報告事項
1．第12期（2022年１月１日から2022年12月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2．第12期（2022年１月１日から2022年12月31日まで）計算書類報告の件

決議事項

第１号議案　取締役５名選任の件

第２号議案　取締役の報酬額改定の件

4．　招集にあたっての決定事項（議決権行使についてのご案内）

1．書面（郵送）により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。
2．インターネットにより複数回、議決権を行使された場合は、最後に行われた議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。
3．インターネットと書面（郵送）により重複して議決権を行使された場合は、到着日時を問わず、インターネットによる議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。
4．代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の株主の方１名を代理人として株主総会にご出席いただけます。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますのでご了承ください。
5．議決権の不統一行使をされる場合は、株主総会の日の３日前までに議決権の不統一行使を行う旨とその理由を書面により当社にご通知ください。

以　上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。

◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、上記インターネット上の当社ウェブサイト及び東証ウェブサイトにおいて、その旨、修正前及び修正後の事項を掲載いたします。

◎本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、以下の事項につきましては、法令及び当社定款第17条の規程に基づき、上記インターネット上の当社ウェブサイト及び東証ウェブサイトに掲載しておりますので、本招集ご通知には掲載しておりません。

①連結計算書類の「連結注記表」

②計算書類の「個別注記表」

従いまして、本招集ご通知の添付書類に記載されている事業報告、連結計算書類及び計算書類は、会計監査人が会計監査報告を、監査役が監査報告を作成するに際して監査をした対象書類の一部であります。

[インターネット又は郵送による議決権行使について]

１．インターネットによる議決権行使
（1）「スマート行使」による方法
①本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙右片に記載のＱＲコード※１をスマートフォン等※２にてお読み取りいただき、当社指定の「スマート行使」ウェブサイトへアクセスした上で画面の案内に従って賛否をご入力ください（議決権行使コード（ＩＤ）及びパスワードのご入力は不要です）。
②「スマート行使」による議決権行使は１回に限らせていただきます。
議決権行使後に賛否を修正される場合は、下記（2）の方法により再度ご行使いただく必要があります。

（2）議決権行使コード（ＩＤ）・パスワード入力による方法
①当社指定の「議決権行使ウェブサイト」（下記ＵＲＬ）にアクセスしていただき、本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙右片の裏面に記載の議決権行使コード（ＩＤ）及びパスワードにてログインの上、画面の案内に従って賛否をご入力ください。なお、パスワードは初回ログインの際に変更していただく必要があります。

https://soukai.mizuho-tb.co.jp/

②議決権行使コード（ＩＤ）及びパスワード（株主様が変更されたものを含みます）は株主総会の都度、新たに発行いたします。
③パスワードは、ご行使される方が株主様ご本人であることを確認する手段ですので大切にお取り扱いください。パスワードを当社（株主名簿管理人）よりおたずねすることはありません。
④パスワードは一定回数以上連続して誤ったご入力をされると使用できなくなります。その場合、画面の案内に従ってお手続きください。

２．郵送による議決権行使
本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、行使期限までに到着するようご返送ください。ご返送の際は同封の記載面保護シールをお使いになれます。

３．その他
（1）議決権行使は行使期限内に当社（株主名簿管理人）に到着したものが有効となりますので、お早めにご行使いただきますようお願いいたします。
（2）議決権を議決権行使書面とインターネットの双方でご行使いただいた場合は、インターネットによるものを有効とします。インターネットにより複数回ご行使いただいた場合は、最後にご行使いただいたものを有効とします。
（3）インターネット接続・利用に関する費用は株主様のご負担となります。
（4）インターネットによる議決権行使の各方法は一般的なインターネット接続機器にて動作確認を行っておりますが、お使いの機器やその状況によってはご利用いただけない場合があります。

４．お問い合わせ先について
ご不明の点は、株主名簿管理人であるみずほ信託銀行 証券代行部までお問い合わせください。
【「スマート行使」「議決権行使ウェブサイト」の操作方法等に関するお問い合わせ先】
フリーダイヤル　0120-768-524（年末年始を除く 9：00～21：00）

※１．「ＱＲコード」は株式会社デンソーウェーブの登録商標です。
※２．ＱＲコードを読み取れるアプリケーション（又は機能）が導入されていることが必要です。

（提供書面）

事　業　報　告

（2022年 1月 1日から
2022年12月31日まで）

1．企業集団の現況

(1) 事業の状況

① 事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済においては、新型コロナウイルスによる行動制限の解除で経済再開の動きが始まったものの、２月のロシアによるウクライナ侵攻を契機とした供給不足による世界的なインフレ進行、及び各国中銀による金融引き締め政策と日銀の金融緩和策続行のコントラストによる円安の進行等が国内の景気に影を落としました。

当社グループとしては不確実な環境下においても着実な成長を実現できるように、主力事業であるメンタルヘルスソリューション事業において「ELPIS」のサービス強化や顧客サポート体制の向上に取り組みました。また、メンタルクリニック運営支援サービス事業とパーソナルジム事業を目的とした100%出資子会社である株式会社ヘルスケアＤＸを設立し、新規サービス提供を図りました。加えて、12月には東海地域における営業基盤の強化等を目指して株式会社明照会労働衛生コンサルタント事務所を完全子会社とし、営業力強化を図ってまいりました。

この結果、当連結会計年度の売上高は2,288,188千円、営業利益は369,923千円、経常利益は345,674千円、親会社株主に帰属する当期純利益は265,121千円となりました。

なお、当連結会計年度は連結計算書類作成初年度であるため、前年度との比較は行っておりません。

セグメント別業績は次のとおりであります。

イ．メンタルヘルスソリューション事業

当連結会計年度においては、企業にとって緊急性の高い意思決定を伴う事象が多発した結果、新規見込み顧客の間で当社サービスの導入に関する意思決定が先送りされる事例が一定程度発生いたしました。これに対し、大手上場企業を対象としたコンサルティング提案営業の体制を整備し、既存顧客への追加サービスの提案や追加の事業場獲得などの単価向上施策を取ってまいりました。さらに、新規顧客獲得のための追加のマーケティング施策を実施しました。

この結果、当連結会計年度における当セグメントの業績は、売上高1,519,486千円、セグメント利益83,542千円となりました。

ロ. メディカルキャリア支援事業

当連結会計年度においては、医師の転職市場が新型コロナウイルス感染拡大を契機に変化しつつあり、常勤医師の紹介は予想を下回る結果となりました。一方、自治体や職場におけるワクチン接種の体制構築に係る医師紹介等が売上向上に大きく寄与しました。

この結果、当連結会計年度における当セグメントの業績は、売上高698,534千円、セグメント利益331,729千円となりました。

ハ. デジタルマーケティング事業

当連結会計年度においては、Webサイト制作受注市場での個人事業主との価格競争による粗利の低下傾向を受けて、医学会を中心とした既存顧客の保守案件の受注が主力となりました。また、デジタルマーケティング支援業務では、グループ内事業のウェビナー等による集客サービスを活発化させ、マーケティングを内製化することにより全体の利益率向上に寄与しました。

この結果、当連結会計年度における当セグメントの業績は、売上高70,168千円、セグメント利益12,448千円となりました。

事業別売上高

事業区分	第12期 (2022年12月期) (当連結会計年度)	
	金額（千円）	構成比(%)
メンタルヘルスソリューション事業	1,519,486	66.4
メディカルキャリア支援事業	698,534	30.5
デジタルマーケティング事業	70,168	3.1
合計	2,288,188	100.0

② 設備投資の状況

当連結会計年度中において実施いたしました当社グループの設備投資等の総額は40,124千円であります。その内訳はソフトウエアが27,416千円、工具、器具及び備品が6,945千円、建物附属設備が5,761千円であります。

③　資金調達の状況

当社は、2022年３月28日付で東京証券取引所マザーズ市場（現：グロース市場）に株式を上場いたしました。この上場にあたり、公募増資により28,980千円及び第三者割当増資108,559千円の資金調達を実施しております。

また、株式会社商工組合中央金庫より長期借入金として100,000千円の調達を行いました。

④　事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

⑤　他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

⑥　吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

⑦　他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

当社は、2022年９月14日付で、100%出資子会社である株式会社ヘルスケアDXを設立いたしました。

また、当社は、2022年12月６日付で株式会社明照会労働衛生コンサルタント事務所の全株式を取得し、同社を当社の完全子会社といたしました。

(2) 直前３事業年度の財産及び損益の状況

① 当社グループの財産及び損益の状況

区　　分	第 9 期 (2019年12月期)	第 10 期 (2020年12月期)	第 11 期 (2021年12期)	第 12 期 (当連結会計年度) (2022年12月期)
売上高 (千円)	―	―	―	2,288,188
経常利益 (千円)	―	―	―	345,674
親会社株主に帰属する当期純利益 (千円)	―	―	―	265,121
１株当たり当期純利益 (円)	―	―	―	27.19
総資産 (千円)	―	―	―	1,296,114
純資産 (千円)	―	―	―	655,369
１株当たり純資産 (円)	―	―	―	66.63

(注) 第12期より連結計算書類を作成しているため、第11期以前の各数値については記載しておりません。

② 当社の財産及び損益の状況

区　　分	第 9 期 (2019年12月期)	第 10 期 (2020年12月期)	第 11 期 (2021年12期)	第 12 期 (当事業年度) (2022年12月期)
売上高 (千円)	193,354	304,064	342,708	498,517
経常利益又は経常損失（△） (千円)	△ 78,079	1,460	38,933	42,420
当期純利益又は当期純損失（△） (千円)	△ 78,369	316	39,905	36,407
１株当たり当期純利益又は１株当たり当期純損失（△） (円)	△9.50	0.04	4.47	3.73
総資産 (千円)	475,117	721,957	823,153	1,054,677
純資産 (千円)	350,937	451,253	579,058	758,295
１株当たり純資産 (円)	△16.11	△15.71	60.53	77.10

(注) 当事業年度より、「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年３月31日）等を適用しており、当期の財産及び損益の状況については、当該会計基準等を適用した後の数値を記載しています。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金（千円）	当社の議決権比率（％）	主要な事業内容
株式会社Ａｖｅｎｉｒ	60,000	100.0	メンタルヘルスソリューション事業
株式会社ヘルスケアＤＸ	20,000	100.0	メンタルヘルスソリューション事業
株式会社明照会労働衛生コンサルタント事務所	1,000	100.0	メンタルヘルスソリューション事業

（注）1．当社は、2022年９月14日付で、100％出資子会社である株式会社ヘルスケアＤＸを設立いたしました。

2．当社は、2022年12月６日付で株式会社明照会労働衛生コンサルタント事務所の全株式を取得し、同社を当社の完全子会社といたしました。

(4) 対処すべき課題

当社グループでは、優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題として、下記の４点があると考えております。

① 収益基盤の強化

当社グループは、これまでも各事業において、収益基盤を構築してまいりましたが、今後の中長期的な成長を実現するために、さらなる収益基盤の強化が重要な課題であると認識しております。

今後、この課題に対応するためには、メンタルヘルスソリューション事業については、多くの職場でのメンタルヘルスケア、健康経営に貢献できるようなサービスコンテンツの開発や、産業医の登録数の増加と産業医業務の質的向上、カスタマーサクセスチームによるカスタマーサポート体制の一層の強化が必要であると考えております。また、メディカルキャリア支援事業においては、求職医師の登録数の増加、求人医療機関数の増加等を実現するための方策の検討、ネットワークの構築などを進めてまいります。さらに、デジタルマーケティング事業に関しては、グループ内のマーケティング支援活動拡大のための専門性向上、人員増強が重要であると考えております。

② サービスの健全性の維持及び向上
当社グループの事業において、インターネットを通じたビジネスとなっているものに関しては、システムを安定的に稼働させることが重要な課題であると認識しております。今後においても、セキュリティの向上等に適時に対応し、技術革新等の事業環境の変化にも柔軟に対応できるシステム開発体制を構築することで、システムの安定稼動や高度なセキュリティが担保されたサービス運営に努めてまいります。

③ 組織力、内部管理体制の強化
イ. 優秀な人材の確保及び育成
当社グループでは、産業保健、メンタルヘルス、医療関連の専門的知識を有した優秀な人材の確保及び育成が重要な課題であると認識しております。事業規模に応じた効率的な運営を意識し、高度な知識・経験のある人材の確保に積極的に取り組んでまいります。また、人材育成のために各種研修等の教育・研修制度も充実させてまいります。

ロ. 内部管理体制の強化
当社グループが継続的に成長し続けるためには、内部管理体制の強化が必要不可欠な課題であると認識しております。今後においても、内部統制システムの運用を徹底し、事業運営上のリスクの把握と管理を適切に行える体制構築に努めてまいります。

ハ. 情報管理体制の強化
当社グループでは、個人情報等の機密情報につきまして、ネットワークの管理、「個人情報保護規程」の制定及び遵守、全従業員を対象とした社内研修の徹底、内部監査によるチェック等により、情報管理体制を構築しております。今後においても、コンプライアンスを重視し、情報管理体制の強化に努めてまいります。

④ 財務上の課題
当社グループの中核事業であるメンタルヘルスソリューション事業においては、現状を未だ投資フェーズと捉えており、サービス開発や広告宣伝等に投資していることから、事業拡大のための成長資金の調達も視野に入れた財務体質の改善が課題と考えております。

(5) 主要な事業内容（2022年12月31日現在）

事業区分	事業内容
メンタルヘルスソリューション事業	「産業医クラウド」（産業医、保健師、健康管理スタッフによる役務提供サービス及びクラウド型メンタルヘルスケアサービス「ELPIS」）の提供、クラウド型メンタルヘルスケアサービス「ELPIS」の開発
メディカルキャリア支援事業	医療職向け転職支援
デジタルマーケティング事業	Web制作、マーケティング支援

(6) 主要な営業所及び工場（2022年12月31日現在）

① 当社

本社	東京都港区

② 子会社

株式会社Ａｖｅｎｉｒ	本社（東京都港区）
株式会社ヘルスケアＤＸ	本社（東京都港区）
株式会社明照会労働衛生コンサルタント事務所	本社（愛知県名古屋市）

(7) 使用人の状況（2022年12月31日現在）

① 企業集団の使用人の状況

事業区分	使用人数（名）	前連結会計年度末比増減
メンタルヘルスソリューション事業	60	－
メディカルキャリア支援事業	9	－
デジタルマーケティング事業	7	－
報告セグメント計	76	－
全社（共通）	16	－
合計	92	－

（注）１．使用人数は、就業人員数であります。なお、臨時従業員はその総数が従業員の100分の10未満であり、記載を省略しております。

2．全社（共通）として記載されている従業員数は、管理部門に所属しているものであります。
3．当連結会計年度より連結計算書類を作成しておりますので、前連結会計年度末比増減は記載しておりません。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
22名	7名増	38.68歳	3.08年

（注）使用人数は、就業人員であります。なお、臨時従業員はその総数が従業員の100分の10未満であり、記載を省略しております。

(8) 主要な借入先の状況（2022年12月31日現在）

借入先	借入額
株式会社商工組合中央金庫	95,350千円
株式会社日本政策金融公庫	86,720千円

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2．会社の現況

(1) 株式の状況（2022年12月31日現在）

① 発行可能株式総数　36,000,000株
② 発行済株式の総数　9,835,300株
③ 株主数　2,417名
④ 大株主

株主名	持株数（千株）	持株比率（%）
刀禰　真之介	3,276	33.31
ファストトラックイニシアティブ２号投資事業有限責任組合	716	7.29
第一生命保険株式会社（常任代理人　株式会社日本カストディ銀行）	481	4.90
株式会社Orchestra Investment	420	4.27
BNY GCM CLIENT ACCOUNT JPRD AC ISG (FE-AC)（常任代理人　株式会社三菱UFJ銀行）	344	3.50
MSIP CLIENT SECURITIES（常任代理人　モルガン・スタンレーMUFG証券株式会社）	316	3.22
GOLDMAN SACHS INTERNATIONAL (常任代理人　ゴールドマン・サックス証券株式会社)	274	2.79
野村證券株式会社	186	1.89
原島　健輔	184	1.87
株式会社杏林舎	150	1.53

（注）持株比率は自己株式（23株）を控除して計算しております。

⑤ 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況

該当事項はありません。

(2) 新株予約権等の状況

① 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

		第５回新株予約権	第９回新株予約権
発行決議日		2014年10月31日	2019年12月13日
新株予約権の数		200個	40個
新株予約権の目的となる株式の種類と数		普通株式 400,000株 (新株予約権１個につき 2,000株)	普通株式 80,000株 (新株予約権１個につき 2,000株)
新株予約権の払込金額		新株予約権と引き換えに払い込みは要しない	新株予約権と引き換えに払い込みは要しない
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		新株予約権１個当たり 80,000円 (１株当たり 40円)	新株予約権１個当たり 300,000円 (１株当たり 150円)
権利行使期間		2016年11月１日から 2024年10月31日まで	2021年12月15日から 2029年12月14日まで
行使の条件		(注) １.	(注) １.
役員の保有状況	取締役 (社外取締役を除く)	新株予約権の数 200個 目的となる株式数 400,000株 保有者数 １名	新株予約権の数 15個 目的となる株式数 30,000株 保有者数 １名
	社外取締役	新株予約権の数 －個 目的となる株式数 －株 保有者数 －名	新株予約権の数 －個 目的となる株式数 －株 保有者数 －名
	監査役	新株予約権の数 －個 目的となる株式数 －株 保有者数 －名	新株予約権の数 －個 目的となる株式数 －株 保有者数 －名

		第１０回新株予約権	第１１回新株予約権
発行決議日		2019年12月13日	2022年５月13日
新株予約権の数		29個	5,312個
新株予約権の目的となる株式の種類と数		普通株式 58,000株 (新株予約権１個につき 2,000株)	普通株式 531,200株 (新株予約権１個につき 100株)
新株予約権の払込金額		新株予約権と引き換えに払い込みは要しない	100円
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		新株予約権１個当たり 300,000円 (１株当たり 150円)	新株予約権１個当たり 76,700円 (１株当たり 767円)
権利行使期間		2019年12月15日から 2029年12月14日まで	2024年４月１日から 2032年5月31日まで
行使の条件		(注) １.	(注) ２.
役員の保有状況	取締役 (社外取締役を除く)	新株予約権の数 －個 目的となる株式数 －株 保有者数 －名	新株予約権の数 2,422個 目的となる株式数 242,200株 保有者数 ３名
	社外取締役	新株予約権の数 －個 目的となる株式数 －株 保有者数 －名	新株予約権の数 100個 目的となる株式数 10,000株 保有者数 ２名
	監査役	新株予約権の数 ５個 目的となる株式数 10,000株 保有者数 １名	新株予約権の数 150個 目的となる株式数 15,000株 保有者数 ３名

(注) １．新株予約権の行使の主な条件は下記のとおりであります。

イ）本新株予約権者は、権利行使時においても、当社又は当社子会社の取締役、監査役、執行役員、従業員、又は顧問、嘱託その他これに準ずる地位にある者のうち当社の取締役会が認める者のいずれでもなくなった場合には、本新株予約権を行使することができないものとする。ただし、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由のある場合で、当社の取締役会の承認を受けたときはこの限りでない。

ロ）本新株予約権者が死亡した場合、相続人に本新株予約権の行使を認めないものとする。

２．新株予約権の行使の主な条件は、下記のとおりであります。

イ）新株予約権者は、2023年12月期から2025年12月期までのいずれかの期において、当社の連結損益計算書（連結損益計算書を作成していない場合には損益計算書）に記載された売上高が3,200百万円を超過した場合にのみ、本新株予約権を行使することができる。

ロ）本新株予約権者は、新株予約権の権利行使時において、当社又は当社関係会社の取締役、監査役、又は従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由

があると、取締役会が認めた場合はこの限りでない。
ハ）新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。

② 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況

		第11回新株予約権
発行決議日		2022年5月13日
新株予約権の数		5,312個
新株予約権の目的となる株式の種類と数		普通株式 531,200株 （新株予約権1個につき 100株）
新株予約権の払込金額		100円
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		新株予約権1個当たり 76,700円 （1株当たり 767円）
権利行使期間		2024年4月1日から 2032年5月31日まで
行使の条件		（注）
使用人等への交付状況	当社使用人	新株予約権の数 1,690個 目的となる株式数 169,000株 交付対象者数 13名
	子会社の役員及び使用人	新株予約権の数 950個 目的となる株式数 95,000株 交付対象者数 25名

（注）新株予約権の行使の主な条件は、下記のとおりであります。
イ）新株予約権者は、2023年12月期から2025年12月期までのいずれかの期において、当社の連結損益計算書（連結損益計算書を作成していない場合には損益計算書）に記載された売上高が3,200百万円を超過した場合にのみ、本新株予約権を行使することができる。
ロ）本新株予約権者は、新株予約権の権利行使時において、当社又は当社関係会社の取締役、監査役、又は従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由があると、取締役会が認めた場合はこの限りでない。
ハ）新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。

(3) 会社役員の状況

① 取締役及び監査役の状況（2022年12月31日現在）

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	刀禰 真之介	株式会社Avenir 代表取締役社長 株式会社ヘルスケアDX 代表取締役社長 株式会社明照会労働衛生コンサルタント事務所 取締役
取締役	松本 裕介	デジタルマーケティング事業部長 株式会社ヘルスケアDX 取締役
取締役	山田 真弘	管理担当
取締役	浅川 秀治	ティブコパートナーソリューションズ株式会社 カントリーマネージャー
取締役	小原 毅也	株式会社トポロジ 代表取締役 日本公共収納株式会社 代表取締役 オリックス株式会社 非常勤顧問 プリマジェスト株式会社 社外取締役 エイチ・シー・ネットワークス株式会社 社外取締役 Apresia Systems株式会社 社外取締役 株式会社インフォマティクス 社外取締役
常勤監査役	中村 幸雄	株式会社Avenir 監査役 株式会社ヘルスケアDX 監査役 株式会社明照会労働衛生コンサルタント事務所 監査役
監査役	高橋 勝	福井コンピュータホールディングス株式会社 社外取締役 明治大学会計専門大学院 講師 センクサス監査法人 統括代表社員 NISSIN FOODS COMPANY LIMITED（HK LISTED COMPANY） Independent Non-executive Director
監査役	森 理俊	S&W国際法律事務所 Managing Partner 株式会社Monozukuri Ventures Holdings 監査役 ハックベンチャーズ株式会社 社外取締役 株式会社AtoJ 代表取締役

（注）1．取締役 浅川秀治氏及び取締役 小原毅也氏は、社外取締役であります。
2．監査役 高橋勝氏及び監査役 森理俊氏は、社外監査役であります。
3．監査役 高橋勝氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
4．監査役 森理俊氏は、弁護士の資格を有しており、企業法務及び法律に関する相当程度の知見を有するものであります。
5．当社は、浅川秀治氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

② 責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第１項の規定に基づき、社外取締役及び社外監査役との間に、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める額としております。なお、当該責任限定が認められるのは、当該社外取締役又は社外監査役が責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限られます。

③ 取締役及び監査役の報酬等

イ．役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社の役員報酬については、株主総会決議により取締役及び監査役それぞれの報酬等の限度額を決定しております。取締役の基本報酬は、固定報酬とし、役位、職責、在任年数その他会社の業績等を総合的に考慮して決定しております。報酬等の水準については、適宜、必要に応じて、外部調査機関の役員報酬調査データ等を用いて同業他社との客観的な比較検証等を行い、取締役各個人として果たすべき職責に相応しい水準としております。

なお、取締役の報酬額については取締役会の決議により決定しております。監査役の報酬額については監査役の協議にて決定しております。また、現在は固定報酬のみで、業績連動報酬及び非金銭報酬は導入しておりません。加えて、役員に対する退職慰労金の制度も導入しておりません。

当社の取締役及び監査役の報酬限度額は、2019年３月29日開催の定時株主総会で決議をしており、決議の内容は、取締役報酬は年額70,000千円以内（うち社外取締役分20,000千円以内）、監査役報酬は年額15,000千円以内であります。なお、当該定時株主総会終結時点の当該定めに係る取締役の員数は４名（うち社外取締役は２名）、監査役の員数は２名であります。

ロ. 当事業年度に係る報酬等の総額等

区　　分	報酬等の総額（千円）	報酬等の種類別の総額（千円）			対象となる役員の員数（名）
		基本報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等	
取締役 （うち社外取締役）	30,000 (2,400)	30,000 (2,400)	－ (－)	－ (－)	5 (2)
監査役 （うち社外監査役）	7,752 (2,400)	7,752 (2,400)	－ (－)	－ (－)	3 (2)
合計 （うち社外役員）	37,752 (4,800)	37,752 (4,800)	－ (－)	－ (－)	8 (4)

（注）取締役の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。

ハ. 当事業年度に支払った役員退職慰労金
該当事項はありません。

ニ. 社外役員が親会社等又は親会社等の子会社等（当社を除く）から受けた役員報酬等の総額
該当事項はありません。

④ 社外役員に関する事項

イ. 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係
社外取締役及び社外監査役の重要な兼職の状況については、「(3)会社役員の状況①取締役及び監査役の状況（2022年12月31日現在）」に記載のとおりであります。

・社外取締役　浅川秀治氏
当社と各兼職先との間には特別の関係はありません。

・社外取締役　小原毅也氏
小原氏が代表取締役を務める株式会社トポロジは、当社がプログラム・プロダクトリース契約を締結しているソフトウエア製品の開発元であります。

・社外監査役　高橋勝氏
当社と各兼職先との間には特別の関係はありません。

・社外監査役　森理俊氏
当社と各兼職先との間には特別の関係はありません。

ロ．当事業年度における主な活動状況

	出席状況及び発言状況並びに社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
取締役　浅　川　秀　治	当事業年度に開催された取締役会24回の全てに出席いたしました。 会社経営、特にIT業務に関連して豊富な経験と幅広い知見を有しており、独立した立場で監督、提言を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。
取締役　小　原　毅　也	当事業年度に開催された取締役会24回の全てに出席いたしました。 主に会社経営に関して豊富な経験と幅広い知見を有しており、独立した立場で監督、提言を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。
監査役　高　橋　　勝	当事業年度に開催された取締役会24回の全てに、また、監査役会15回の全てに出席いたしました。 公認会計士としての専門的見地から、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また、監査役会において、当社の経理システム並びに内部監査について適宜、必要な発言を行っております。
監査役　森　　理　俊	当事業年度に開催された取締役会24回のうち23回に、また、監査役会15回のうち14回に出席いたしました。 弁護士としての専門的見地から、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また、監査役会において、当社のコンプライアンス体制等について適宜、必要な発言を行っております。

(4) 会計監査人の状況

① 名称　　かがやき監査法人

② 報酬等の額

	報酬等の額（千円）
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	12,624
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	15,816

（注）1．当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2．監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

③ 非監査業務の内容

該当事項はありません。

④ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第１項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

⑤ 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

⑥ 補償契約の内容の概要等

該当事項はありません。

3．業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

(1) 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

当社は、業務の適正を確保するための体制として、2020年12月14日開催の取締役会において「内部統制システムに関する基本方針」を定める決議を行い、当該基本方針に基づき、内部統制システムの運用を行っております。基本方針の概要は以下のとおりであります。

① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

イ．当社グループの取締役及び使用人が法令・定款及び社会規範を遵守するため、企業理念、行動指針、ミッション、ビジョン、コアバリューを定める。代表取締役社長は、これらの企業理念等を継続的に取締役及び使用人に伝達することにより、法令等及び社会規範遵守を徹底する。

ロ．当社グループは、コンプライアンス規程に基づき、取締役及び使用人に周知、徹底することにより、法令等及び社会規範遵守のための体制を整備していく。また、代表取締役社長を委員長とし、各部長、監査役その他取締役会で定める者を委員とするコンプライアンス委員会を設置し、コンプライアンス委員会において、当社におけるコンプライアンスの徹底と社会的信用の向上を図る。

ハ．当社グループは、リスク管理規程に基づき、健全な事業活動を推進するため、リスク管理体制を構築する。

ニ．当社グループは、経営の合理化・効率化と業務の適正な遂行を図るため、内部監査規程に基づき、内部監査を実施する。内部監査室長は、各部署における業務遂行、コンプライアンスの状況等について、内部監査の結果を代表取締役社長及び監査役に報告する。内部監査室長は監査報告書の内容について、代表取締役社長と協議し、改善のための対策、措置等を講じる必要がある場合、被監査部門及び関係各部門の長に対して、代表取締役社長名にて改善命令を出す。改善命令を受けた被監査部署及び関係部署の長は、遅滞なく必要な対策、措置等を講じ、その実施状況を記載した改善報告書を内部監査室に提出する。内部監査室は、内部監査の計画、実施に当たっては、監査役及び会計監査人と連携する。

ホ．当社グループは、情報セキュリティ、個人情報の保護に関して、情報セキュリティ管理規程、個人情報保護規程に基づき、機密情報の管理徹底と個人情報の適切な保護を行う。

ヘ．当社グループは、法令違反行為等に関する相談・通報とその処理についての必要な事項を定めた内部通報規程に基づき、法令遵守の徹底及び倫理観の醸成、向上等を図り、法令違反行為等の防止及び早期発見に努める。

ト．当社グループは、反社会的勢力等排除規程に基づき、反社会的勢力等に関与し、又は利益を供与することを防止する。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社グループは、取締役会規程、情報セキュリティポリシー、情報セキュリティ管理規程、個人情報保護規程、文書管理規程等の情報管理に関する社内規程に従い、取締役の職務の執行に係る情報を適正に保存及び管理するとともに、適切に閲覧できる体制を構築する。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

イ．当社グループは、リスク管理規程において、リスク管理体制に関する基本事項を規定し、リスクの適切な管理を実現する。リスク管理に関する重要事項の審議と方針決定はリスク管理委員会が行い、委員長であるリスク管理担当役員は、リスク管理の観点から重要事項を取締役会において報告する。

ロ．リスク管理担当役員は各種リスクに関するリスク管理方針の立案及び遂行を指示し、リスク状況の報告を受けて、その責任のもとにリスク管理体制を構築する。

ハ．当社グループの各部門は、自部門の事業特性に応じた各種リスクを洗い出し、リスク管理委員会からの指示を受けたリスク管理の枠組み、管理手法及び報告方法に則り、定期的及び必要に応じて、遅滞なくリスク管理委員会にリスク状況の報告を行う。

ニ．当社グループの各部門は、当社グループ内において事故、障害、損失等が発生した場合に、発生した部門においてその解決にあたると同時に、当社の他の部門や他のグループ会社へ被害が連鎖又は拡大しないよう対策を講じるため、事故等発生報告書を作成し、リスク管理担当役員に報告する。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

イ．当社グループは、取締役会規程に基づき、取締役会を開催し、法令、定款、取締役会規程で定められた事項を決定し、取締役の業務遂行の監督等を行うことにより、適正かつ効率的な業務執行ができる体制を整備する。

ロ．当社グループは、組織、指揮命令系統、及び業務分掌並びに決裁制度の運用を定めた組織規程、業務分掌規程、職務権限規程、稟議規程等に基づき、職務執行上の責任体制を確立することにより、業務の組織的かつ効率的な運営を図る。

⑤ 当社並びに親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

イ．当社グループは、子会社においても、取締役会規程、組織規程、業務分掌規程、職務権限規程、稟議規程等に基づき、適正かつ効率的な業務執行ができる体制を整備する。

ロ．当社グループは、関係会社管理規程において、関係会社に対する全般的な管理方針、管理

組織について定め、関係会社に関する業務の円滑化及び管理の適正化を図り、関係会社を指導・育成し、相互の利益を促進向上させる。

ハ. 関係会社管理規程に基づき、管理部が関係会社の状況に応じて必要な管理を行うとともに、当社の代表取締役社長が子会社の代表取締役社長を兼務し、また当社の監査役が子会社の監査役を兼務することにより、子会社の業務執行状況を監督、監査し、業務の適正を確保する体制を構築する。

ニ. 内部監査室は、当社グループの業務全般にわたる内部監査を実施することにより、当社グループの業務の適正を確保する体制を構築する。

⑥ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、当該使用人の取締役からの独立性に関する事項及び当該使用人に対する監査役の指示の実効性の確保に関する事項

イ. 監査役より職務を補助すべき使用人を置くことを求めることができ、当該使用人に対する指揮命令権限は監査役に帰属し、取締役等の指揮命令は受けないものとし、取締役からの独立性を確保する。

ロ. 監査役の職務を補助すべき使用人の人選、異動、処遇の決定、変更においては監査役との事前協議を要し、同意を得ることとする。

⑦ 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制、その他監査役への報告に関する体制

イ. 監査役は、重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握するため、取締役会等の重要な会議に出席して、出席者に説明等を求めることができるとともに、必要に応じて随時、取締役及び使用人に報告を求めることができる。

ロ. 当社グループの取締役・使用人等は、監査役に対して、法定事項のほか、当社の経営・業績に影響を及ぼす重要な事項や内部監査の実施状況、その他監査役がその職務遂行上報告を受ける必要があると判断した事項について、速やかに報告する体制を構築する。

ハ. 当社グループの取締役は、当社グループに著しい損害を及ぼすおそれのある事実があることを発見した時は、法令に従い、直ちに監査役に報告する。

ニ. 内部通報制度による通報状況及びその内容を遅滞なく監査役に報告する体制を整備し、監査役の情報収集・交換が適切に行えるよう対応する。

⑧　上記⑦の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社グループは、当社グループの取締役・使用人等が、監査役に報告を行ったことを理由とする不利益な取扱いを禁止し、適正に対応する。

⑨　監査役の職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

当社グループは、監査役の職務の執行上必要と認められる費用について予算化し、その費用の前払い又は償還等の請求があるときは、当該請求にかかる費用が当該監査役の職務の遂行に必要でない合理的に認められる場合を除き、これを拒むことができないこととし、速やかに当該費用又は債務を処理する。

⑩　その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

イ．当社グループは、監査役が決定した監査基準及び監査実施計画を尊重し、円滑な監査の実施及び監査環境の整備に協力する。

ロ．監査役は取締役会等の重要な会議に出席し、又は重要な文書の閲覧を通じて、意思決定の過程及び業務の執行状況を把握できる体制を確保する。

ハ．当社グループは、監査役と代表取締役社長との連絡会を定期的に開催し、監査が実効的に行われるための連携を保つよう努め、内部監査室長・会計監査人は、監査役と十分な連携を図る。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社は、上記内部統制システムに関する基本方針に基づき、各業務の適正を確保するための取り組みを以下のように行っております。

①職務執行の適正性及び効率性の向上

当事業年度は定例を含め24回の取締役会を開催し、法令及び定款に定められた事項や経営に関する重要事項の決定し、業務執行状況の報告及び監督を行いました。

②監査役の監査が実効的に行われることの確保

当事業年度は15回の監査役会を開催し、監査役会において定めた監査計画に基づき監査を行うとともに、取締役会などの重要な会議へ出席し、代表取締役社長、会計監査人及び内部監査室長との間で定期的に情報交換等を行うことで取締役の職務執行の監査、内部統制の整備並びに運用状況を確認しております。

③当社グループにおける業務の適正性の確保

内部監査室長は、内部監査計画に基づき当社グループの内部監査を実施するとともに、管理を担当する部署と連携し財務報告に係る体制の整備を行いました。

4．会社の支配に関する基本方針

該当事項はありません。

5．剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、事業基盤の整備状況や事業展開の状況、業績や財政状態等を総合的に勘案し、配当を検討したいと考えておりますが、当面は内部留保の充実を図り、更なる成長に向けた事業の拡充や組織体制、システム環境の整備への投資等の財源として有効活用することが、株主に対する最大の利益還元に繋がると考えております。このことから創業以来配当を実施しておらず、今後についても現時点において配当実施の可能性及び実施時期は未定であります。

また、内部留保金につきましては、財務体質の強化と人員の拡充・育成を始めとした収益基盤の多様化や収益力強化のための投資に活用する方針であります。

なお、当社は、剰余金を配当する場合には、毎年12月31日を基準日とする期末配当、及び毎年６月30日を基準日とする中間配当の年２回を基本方針としており、このほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる旨を定款に定めております。剰余金の配当の決定機関は、期末配当は株主総会であり、中間配当は取締役会であります。

連結貸借対照表

(2022年12月31日現在)

(単位：千円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		**(負債の部)**	
流動資産	**990,263**	**流動負債**	**506,795**
現金及び預金	659,511	買掛金	133,523
売掛金	239,455	1年内返済予定の長期借入金	48,120
仕掛品	63	リース債務	1,705
貯蔵品	3,083	未払金	111,194
未収入金	68,605	未払法人税等	134,458
前払費用	22,920	未払消費税等	46,573
その他	1,723	契約負債	20,005
貸倒引当金	△5,099	預り金	8,096
固定資産	**305,851**	返金負債	1,919
有形固定資産	**13,565**	賞与引当金	1,200
建物附属設備	6,578	**固定負債**	**133,950**
工具、器具及び備品	6,987	長期借入金	133,950
無形固定資産	**246,822**	**負債合計**	**640,745**
のれん	186,913	**(純資産の部)**	
ソフトウエア	47,021	**株主資本**	**654,838**
ソフトウエア仮勘定	12,888	**資本金**	**530,869**
投資その他の資産	**45,462**	**資本剰余金**	**521,949**
出資金	31	**利益剰余金**	**△397,939**
長期前払費用	3,566	**自己株式**	**△41**
差入保証金	7,858	**新株予約権**	**531**
繰延税金資産	34,005	**純資産合計**	**655,369**
資産合計	**1,296,114**	**負債純資産合計**	**1,296,114**

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

（2022年 1月 1日から
2022年12月31日まで）

（単位：千円）

科目	金額	
売上高		**2,288,188**
売上原価		**858,584**
売上総利益		**1,429,604**
販売費及び一般管理費		**1,059,681**
営業利益		**369,923**
営業外収益		
受取利息	39	
受取配当金	0	
雑収入	181	220
営業外費用		
支払利息	2,515	
上場関連費用	16,845	
新株予約権発行費	4,044	
支払保証料	196	
雑損失	868	24,469
経常利益		**345,674**
特別利益		
受取損害賠償金	52,037	52,037
税金等調整前当期純利益		**397,711**
法人税、住民税及び事業税	133,733	
法人税等調整額	△1,142	132,590
当期純利益		**265,121**
非支配株主に帰属する当期純利益		-
親会社株主に帰属する当期純利益		**265,121**

（注）金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

（2022年 1月 1日から
2022年12月31日まで）

（単位：千円）

	株主資本					新株予約権	純資産合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計		
当連結会計年度期首残高	459,700	450,780	△663,060		247,419		247,419
当連結会計年度変動額							
新株の発行	71,169	71,169			142,339		142,339
親会社株主に帰属する当期純利益			265,121		265,121		265,121
自己株式の取得				△41	△41		△41
株主資本以外の項目の当連結会計年度変動額（純額）						531	531
当連結会計年度変動額合計	71,169	71,169	265,121	△41	407,418	531	407,950
当連結会計年度末残高	530,869	521,949	△397,939	△41	654,838	531	655,369

（注）金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

(2022年12月31日現在)

(単位：千円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		**(負債の部)**	
流動資産	**579,497**	**流動負債**	**162,432**
現金及び預金	241,420	買掛金	57,392
売掛金	300,896	1年内返済予定の長期借入金	48,120
仕掛品	63	リース債務	1,705
貯蔵品	74	未払金	33,336
未収入金	29,754	未払法人税等	7,772
前払費用	8,076	未払消費税等	7,456
貸倒引当金	△788	契約負債	2,226
固定資産	**475,180**	預り金	4,422
有形固定資産	**3,504**	**固定負債**	**133,950**
建物附属設備	0	長期借入金	133,950
工具、器具及び備品	3,504	**負債合計**	**296,382**
無形固定資産	**57,851**	**(純資産の部)**	
ソフトウエア	44,963	**株主資本**	**757,764**
ソフトウエア仮勘定	12,888	**資本金**	**530,869**
投資その他の資産	**413,824**	**資本剰余金**	**521,969**
関係会社株式	381,785	資本準備金	521,969
出資金	31	**利益剰余金**	**△295,033**
長期前払費用	978	その他利益剰余金	△295,033
関係会社長期貸付金	20,000	繰越利益剰余金	△295,033
差入保証金	2,218	**自己株式**	**△41**
繰延税金資産	8,811	**新株予約権**	**531**
		純資産合計	**758,295**
資産合計	**1,054,677**	**負債及び純資産合計**	**1,054,677**

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

（2022年 1月 1日から
2022年12月31日まで）

（単位：千円）

科目	金	額
売上高		**498,517**
売上原価		**130,386**
売上総利益		**368,130**
販売費及び一般管理費		**309,719**
営業利益		**58,410**
営業外収益		
受取利息	7,622	
受取配当金	0	
雑収入	64	7,687
営業外費用		
支払利息	2,523	
上場関連費用	16,845	
新株予約権発行費	4,044	
支払保証料	196	
雑損失	68	23,678
経常利益		**42,420**
税引前当期純利益		**42,420**
法人税、住民税及び事業税	7,061	
法人税等調整額	△1,049	6,012
当期純利益		**36,407**

（注）金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

（2022年 1月 1日から
2022年12月31日まで）

（単位：千円）

	株主資本							新株予約権	純資産合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		自己株式	株主資本合計		
		資本準備金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計				
当期首残高	459,700	450,800	450,800	△331,441	△331,441		579,058		579,058
当期変動額									
新株の発行	71,169	71,169	71,169				142,339		142,339
当期純利益				36,407	36,407		36,407		36,407
自己株式の取得						△41	△41		△41
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）								531	531
当期変動額合計	71,169	71,169	71,169	36,407	36,407	△41	178,704	531	179,235
当期末残高	530,869	521,969	521,969	△295,033	△295,033	△41	757,764	531	758,295

（注）金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2023年２月20日

株式会社メンタルヘルステクノロジーズ
　取締役会　御中

かがやき監査法人
東京事務所

指定社員 業務執行社員　公認会計士　奥村　隆志
指定社員 業務執行社員　公認会計士　林　克則

監査意見
　当監査法人は、会社法第444条第４項の規定に基づき、株式会社メンタルヘルステクノロジーズの2022年１月１日から2022年12月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。
当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社メンタルヘルステクノロジーズ及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

　監査意見の根拠
当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

強調事項
１．連結注記表の9 重要な後発事象に関する注記（ストックオプションとしての新株予約権の発行）に記載されているとおり、会社は2023年１月31日にストックオプションとしての新株予約権を発行した。
２．連結注記表の9 重要な後発事象に関する注記（多額な資金の借入）に記載されているとおり、会社は2023年１月17日開催の取締役会において多額な資金の借入を決議し、その一部を2023年１月31日に実行した。
　これらの事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

その他の記載内容
　その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。
　当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。
　連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。
　当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。
その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任
　経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。
　連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。
　監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任
　監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。
　監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。
・　不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
・　連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
・　経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・　経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記

事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・　連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

・　連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2023年２月20日

株式会社メンタルヘルステクノロジーズ
　取締役会　御中

かがやき監査法人
東京事務所

指定社員 業務執行社員	公認会計士	奥村　　隆志
指定社員 業務執行社員	公認会計士	林　　克則

監査意見
　当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、株式会社メンタルヘルステクノロジーズの2022年１月１日から2022年12月31日までの第12期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。
　当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠
　当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

強調事項
１．連結注記表の9 重要な後発事象に関する注記（ストックオプションとしての新株予約権の発行）に記載されているとおり、会社は2023年１月31日にストックオプションとしての新株予約権を発行した。
２．連結注記表の9 重要な後発事象に関する注記（多額な資金の借入）に記載されているとおり、会社は2023年１月17日開催の取締役会において多額な資金の借入を決議し、その一部を2023年１月31日に実行した。
　これらの事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

その他の記載内容
　その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。
　当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。
　計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。
　当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。
　その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任
　経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。
　計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。
　監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任
　監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。
　監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。
・　不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
・　計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
・　経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・　経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記

事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・　計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告

監　査　報　告　書

当監査役会は、2022年1月1日から2022年12月31日までの第12期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1．監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

(1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

(2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第１項及び第３項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）並びに計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2．監査の結果

(1)　事業報告等の監査結果

① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2)　連結計算書類並びに計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人かがやき監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2023年２月21日

株式会社メンタルヘルステクノロジーズ
監　査　役　会
常勤監査役　中村　幸雄　㊞
社外監査役　高橋　勝　㊞
社外監査役　森　理俊　㊞

以　上

株主総会参考書類

第１号議案　取締役５名選任の件

取締役全員（５名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役５名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名（ふりがな） （生年月日）	略歴、当社における地位及び担当 （重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
1	刀禰 眞之介（とね しんのすけ） (1979年７月26日)	2002年４月　デロイト・トーマツ・コンサルティング株式会社（現：アビームコンサルティング株式会社）入社 2004年９月　UFJつばさ証券株式会社（現：三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社）入社 2007年４月　エンジェルジャパン・アセットマネジメント株式会社入社 2008年１月　株式会社環境エネルギー投資入社 2011年３月　株式会社Miew（現当社）設立　代表取締役社長（現任） 2014年１月　Miew system service株式会社（現株式会社Avenir）代表取締役社長（現任） 2022年9月　株式会社ヘルスケアDX代表取締役社長（現任） 2022年12月　株式会社明照会労働衛生コンサルタント事務所　取締役（現任）	3,306,000株 （注）６
	【選任理由】 同氏は、幅広い分野において培った経験と企業経営者としての豊富な知識を有しており、当社の創業期より、当社の経営を指揮し、代表取締役社長として当社グループの成長に大きく寄与しております。当社グループのさらなる発展のために、引き続き選任をお願いするものです。		

<table>
<tr><th>候補者
番　号</th><th>氏　　名
（ふりがな）
（生年月日）</th><th>略歴、当社における地位及び担当
（重要な兼職の状況）</th><th>所有する
当社の株式数</th></tr>
<tr><td rowspan="2">2</td><td>松本　裕介
（まつもと　ゆうすけ）
(1976年4月7日)</td><td>2001年４月　株式会社ファイブドアーズ入社
2002年11月　株式会社オーエムシークリエイティブ入社
2013年２月　株式会社プロトコーポレーション入社
2014年１月　株式会社ベネッセホールディングス入社
2015年９月　株式会社マッキャンヘルスケアワールドワイドジャパン入社
2016年１月　株式会社アルク入社
2018年７月　ワタベウェディング株式会社入社
2019年４月　当社入社
2019年９月　ITソリューション事業部長
2020年６月　当社取締役ITソリューション事業部長
2021年１月　当社取締役デジタルマーケティング事業部長（現任）
2022年9月　株式会社ヘルスケアDX取締役（現任）</td><td>－</td></tr>
<tr><td colspan="3">【選任理由】
同氏は、事業部長としての任務を通じて当社の事業活動に関して豊富な経験と高度な知識を有しており、デジタルマーケティング事業部の管掌及び事業推進を期待しています。当社グループのさらなる発展のために、引き続き選任をお願いするものです。</td></tr>
<tr><td rowspan="2">3</td><td>※
松浦　優
（まつうら　すぐる）
(1992年６月20日)</td><td>2015年４月　株式会社みずほ銀行入行
2016年９月　リンカーン・インターナショナル株式会社入社
2019年３月　Intermediate Capital Group（ICG）plc入社
2022年４月　当社入社　社長室長（現任）
2022年12月　株式会社明照会労働衛生コンサルタント事務所取締役（現任）</td><td>－</td></tr>
<tr><td colspan="3">【選任理由】
同氏は、これまで勤務してきた投資銀行での豊富な経験や知識に基づき、当社の資本・業務提携等を牽引し、当社グループの成長に寄与することを期待して、選任をお願いするものであります。</td></tr>
</table>

候補者番号	氏名（ふりがな） （生年月日）	略歴、当社における地位及び担当 （重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
4	浅川秀治（あさかわしゅうじ） （1961年5月23日）	1989年4月　日本電信電話株式会社入社 2003年11月　マイクロソフト株式会社入社 2010年5月　エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社入社　担当部長 2012年5月　株式会社オウケイウェイヴ入社　メディア事業部長兼グローバル事業部長 2012年9月　同社取締役技術本部長 2018年1月　ティブコパートナーソリューションズ株式会社入社　カントリーマネージャー（現任） 2018年3月　当社社外取締役（現任）	―
	【選任理由及び期待される役割の概要】 同氏は、これまで勤務してきた事業会社での豊富な経験や知識に基づき、一般株主の利益にも配慮した公正独立な立場から、客観的な視点や幅広い視野に立って当社の経営を監視いただき、取締役会の透明性、公正性を高めるとともに、コーポレート・ガバナンスの強化に貢献いただけるものと期待して社外取締役候補者とするものであります。当社グループのさらなる発展のために、引き続き選任をお願いするものです。		

候補者番号	氏名（ふりがな） （生年月日）	略歴、当社における地位及び担当 （重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
5	小原毅也（おばらたけや） （1972年6月20日）	1999年４月　株式会社日本興業銀行入行 2004年５月　リーマン・ブラザーズ証券会社入社 2006年６月　ゴールドマン・サックス証券会社入社 2009年２月　バークレイズ証券株式会社入社 2013年５月　エッジベル・キャピタル株式会社入社 2013年５月　株式会社トポロジ　代表取締役（現任） 2013年５月　日本公共収納株式会社　代表取締役（現任） 2015年11月　オリックス株式会社　非常勤顧問（現任） 2017年12月　プリマジェスト株式会社　社外取締役（現任） 2018年７月　当社監査役 2020年６月　当社社外取締役（現任） 2020年11月　エイチ・シー・ネットワークス株式会社　社外取締役（現任） 2020年11月　Apresia Systems株式会社　社外取締役（現任） 2020年12月　株式会社インフォマティクス　社外取締役（現任）	60,000株 （注）５
	【選任理由及び期待される役割の概要】 同氏は、株式会社トポロジの代表取締役として経営に携わってこられました。また、いくつかの企業の社外取締役を務めており、経営者としての豊富な経験、ITに関する豊富な知見を有しております。これらの経験や見識を活かし、取締役会において高度な視点から助言いただくことにより、コーポレート・ガバナンスの強化が図れると期待して社外取締役候補者とするものであります。当社グループのさらなる発展のために、引き続き選任をお願いするものです。		

（注）１．※印は、新任の取締役候補者であります。
２．小原毅也氏が代表取締役を務める株式会社トポロジは、当社がプログラム・プロダクトリース契約を締結しているソフトウエア製品の開発元であります。そのほか、各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
３．浅川秀治氏、小原毅也氏は、社外取締役の候補者であります。
４．刀禰真之介氏の所有株式数は、同氏の資産管理会社であるSTONE株式会社が所有する普通株式30,000株を含んでおります。
５．小原毅也氏の所有株式数は、同氏が出資持分98.0%を保有する合同会社ふくりが所有する普通株式60,000株を含んでおります。
６．「所有する当社の株式数」については、2022年12月31日現在の所有株式数を記載しております。
７．浅川秀治氏及び小原毅也氏は現在当社の社外取締役であり、社外取締役在任期間は、本定時株主総会終結の時をもって浅川氏が５年、小原氏が２年となります。
８．当社は、浅川秀治氏及び小原毅也氏との間で、会社法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める額としておりますが、同氏らの再任が承認された場合、当社は同氏との間の当該契約を継続する予定であります。
９．当社は、浅川秀治氏が選任された場合、同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出る予定であります。

第２号議案　取締役の報酬額改定の件

当社の取締役の報酬額は、2019年３月29日開催の第８期定時株主総会において、年額70百万円以内（うち社外取締役分は年額20百万円以内）とご承認いただき今日に至っております。

近年の各取締役への支払額をベースに、2023年度以降の事業の拡大を考慮し、取締役の増員及び当社業績を踏まえた各取締役の報酬額の増額に備えて、取締役の報酬額を年額120百万円以内（うち社外取締役分20百万円以内）と改めさせていただきたいと存じます。また、取締役の報酬額には、従来どおり使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものといたしたいと存じます。

本議案による取締役の報酬額の増額分は、上記のとおり、今後の事業の拡大に伴う取締役増員や各取締役の報酬の増額の可能性を考慮した金額となっており、相当であると判断しております。また、当社の取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針の概要は事業報告「２．会社の現況　(3)会社役員の状況　⑤取締役及び監査役の報酬等」に記載のとおりであり、当該方針の内容は、本議案をご承認いただいた場合の決定方針としても引き続き相当であると考えられることから、変更することは予定しておりません

なお、現在の取締役は５名（うち社外取締役２名）であり、第１号議案が原案どおり承認可決されますと、取締役は５名（うち社外取締役２名）となります。

以　上

株主総会会場ご案内図

会場：　東京都港区赤坂9-7-2
東京ミッドタウン　タワー棟４階
カンファレンスルーム３,４
TEL 03－3475－3103

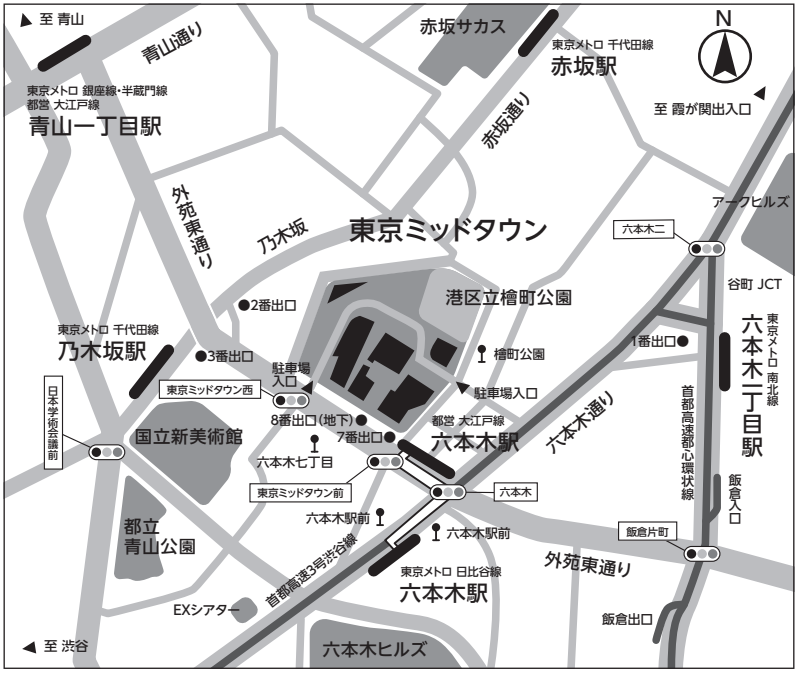

交通　都営大江戸線　８番出口より　直結
「六本木駅」
東京メトロ日比谷線　地下通路にて　直結
「六本木駅」
東京メトロ千代田線　３番出口より　徒歩約３分
「乃木坂駅」
東京メトロ南北線　１番出口より　徒歩約10分
「六本木一丁目駅」